

NASバックアップサービス 利用規約

株式会社 エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

目次

第1章 総則	1
第1条 (利用規約の適用)	1
第2条 (利用規約の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (サービスの提供地域および提供範囲)	2
第5条 (サービスの内容)	2
第6条 (品質保証制度)	2
第2章 利用契約	3
第7条 (利用契約の締結)	3
第8条 (最低利用期間)	3
第9条 (システム管理者)	3
第10条 (権利の譲渡等の制限)	3
第11条 (契約申込の方法)	3
第12条 (契約申込の承諾)	4
第13条 (オプションサービスの提供)	4
第14条 (契約事項の変更)	4
第15条 (契約者の名称等の変更)	4
第16条 (契約者の地位の承継)	4
第17条 (契約者が行う本契約の解除)	4
第18条 (当社が行う本契約の解除)	5
第3章 契約者の義務	5
第19条 (サービスアクセス情報(アカウントおよびパスワード等)の管理)	5
第20条 (協力義務)	5
第21条 (電子メールによる応答義務)	5
第22条 (技術基準の維持)	6
第23条 (NAS 装置の管理)	6
第24条 (禁止行為)	6
第4章 提供中止および提供停止	7
第25条 (非常事態の利用制限)	7
第26条 (提供中止)	7
第27条 (提供停止)	7
第28条 (サービス終了)	7
第5章 料金等	8
第29条 (料金等)	8
第30条 (月額費用等の支払い義務)	8
第31条 (契約事項の変更等に伴う費用の支払義務)	8
第32条 (料金の調定)	8
第33条 (料金の計算方法)	8
第34条 (料金の支払方法)	9
第35条 (割増金)	9
第36条 (延滞利息)	9
第37条 (割増金等の支払方法)	9
第38条 (消費税、及び、地方消費税)	9
第39条 (端数処理)	9
第40条 (集金代行の委託)	9
第6章 データ等の取り扱い	9
第41条 (データ内容の管理)	9

第42条 (バックアップデータの法令適用)	9
第43条 (契約終了後のデータ等)	10
第7章 医療機関が求める情報の開示及び協力	10
第44条 (医療機関が求める情報の開示)	10
第45条 (医療機関が求める協力)	10
第8章 損害賠償	10
第46条 (保守業務の責任範囲)	10
第47条 (責任の制限)	10
第48条 (免責)	11
第9章 雑則	11
第49条 (第三者利用)	11
第50条 (第三者への委託)	11
第51条 (お客さま情報の保護)	11
第52条 (合意管轄裁判所)	12
第53条 (準拠法)	12
別紙1 NAS バックアップサービス料金表	13
別紙2 品質保証と計算方法	15
別紙3 準拠するガイドライン	16

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー・コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます)は、NASバックアップサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約、およびNASバックアップサービス仕様書(以下「仕様書」といいます)に基づきNASバックアップサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。
3. 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 利用規約の変更にあたっては、当社は当社のホームページ(<http://www.nttpc.co.jp/>)によるほか当社が別に定める方法により当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
NAS装置	契約者宅内に設置されたデータを記憶するための装置。 ネットワーク接続型HDD。
HDD(ハードディスクドライブ)	記憶装置の一つ。
NAS/バックアップサービス	特定の機能を搭載したNAS装置にローカルバックアップした契約者のデータを当社データセンターにあるストレージ領域にリモートバックアップするサービス。
データセンタ	本サービスを提供するにあたり、当社が運営・管理する電気通信機器設備を設置した施設の総称。
ローカルバックアップ	契約者宅NW内でNAS装置にデータを保存すること。
リモートバックアップ	契約者宅NWから当社データセンターにあるストレージ領域にNAS装置の機能によりデータを保存すること。
NAS_ID	NAS/バックアップサービスを利用するために必要なサービスID。 申し込み後に当社から契約者に提供する。
CONFIG_ACCESS_KEY	NAS/バックアップサービスを利用するために必要なアクセスパスワード。 申し込み後に当社から契約者に提供する。
バックアップサービスコンソール	Webブラウザでアクセスし、NAS/バックアップを実行した履歴の参照やバックアップデータをInternet経由でダウンロードするツール。 NAS/バックアップサービス基本メニューで提供する。
バックアップサービスコンソール ログインID	バックアップサービスコンソールにログインするためのID。 申し込み後に当社から契約者に提供する。
バックアップサービスコンソール ログインパスワード	バックアップサービスにログインするためのパスワード。 ログインIDと合わせて利用する。 申し込み後に当社から契約者に提供する。
サービスアクセス情報	NAS_ID、CONFIG_ACCESS_KEY、ログインID、ログインパスワード、バックアップサービスコンソールのURL等を含むNAS/バックアップサービスを利用するために必要なアクセス情報
IP-Members	当社が提供しているインターネットを経由する拠点間の通信を行うVPNサービス。
NTP	Network Time Protocol NASの時刻を正しい時刻へ同期するために使用する通信プロトコル。

第4条（サービスの提供地域および提供範囲）

本サービスの提供地域は日本国内とし、当社のIP-Members Standardタイプの提供を得られる地域または場所に限定するものとします。

第5条（サービスの内容）

当社が提供する本サービスは、基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は次の通りとします。本サービスの詳細は別途定める「NAS バックアップサービス仕様書」のとおりとします。

区分	サービスメニュー	サービス内容
基本サービス	リモートバックアップ 定時バックアップ	NAS 装置の契約容量以下のデータを1日1回当社データセンタのストレージ領域にリモートバックアップするサービス
	リモートバックアップ NAS 設定バックアップ	NAS 装置の設定情報を当社データセンタのストレージ領域にリモートバックアップするサービス
	バックアップサービスコンソールの提供	Web ブラウザでバックアップデータを参照およびダウンロードする機能
	リストア機能	故障した NAS 装置のバックアップデータを新しい NAS 装置に直接ダウンロードする機能
オプションサービス	容量追加	定時バックアップ対象となる容量の追加
	データ保管	バックアップサービスを休止し、データ保管のみを行う機能

2. 本サービスは、IP-Members Standardタイプの利用契約（以下「IP-Members 利用契約」といいます。）を締結した契約者に対し提供するものとします。本サービスのみの利用契約は締結できません。
3. 本サービスのリモートバックアップおよびリストア時の通信は IP-Members のネットワークを経由して行うこととします。
ただし、災害等に IP-Members のネットワークを経由してのリストアが行えない場合、バックアップデータをどのような手段で受け渡しするかについては、安全性と緊急性を考慮し、契約者と協議、合意の上で決定することとします。
4. 本サービスを提供するためのネットワーク構成、ハードウェア構成及びソフトウェア構成については、契約者に対し開示されません。ただし、当社は、ネットワーク、ハードウェアおよびソフトウェアの正常な稼働、サービス品質の維持に努めるものとします。

第6条（品質保証制度）

当社は次の項目について、本サービスに対し品質保証制度を定めるものとし、その保証基準は別紙 2「品質保証と計算方法」の項の定めによるものとします。

2. 前項の規定は次の各号に該当する事由がある場合は適用しません。
 - (1) 第 25 条（非常事態の利用制限）、第 26 条（提供中止）および第 27 条（提供停止）の規定に該当する事由がある場合
 - (2) 定期メンテナンスに伴うサーバ停止の場合
 - (3) 本サービスの保守を緊急に行う場合
 - (4) お客様設備環境、NAS 装置の不具合、インターネット環境の不具合又は DNS サーバの不具合によるドメインの停止など、本サービス責任範囲以外の設備の不具合による場合
 - (5) 第三者からの攻撃、妨害による場合
 - (6) お客様がご利用に際し、利用規約を遵守しなかった場合
 - (7) 火災、停電等により本サービスの提供が出来なくなった場合
 - (8) 減額の対象となる本サービス利用契約が無償利用期間又はトライアルサービス利用時の場合
 - (9) その他運用上あるいは技術上の理由により、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. 契約者が本条に定める品質保証制度による減額の適用を受けるためには、当社の別途定める様式により、発生日から 2 週間以内（以下「申告期間」という。）に申告するものとします。また、申告期間を経過した場合には、減額の適用を受けることができないものとします。

第2章 利用契約

第7条 (利用契約の締結)

- ひとつの基本サービスに対し、ひとつの利用契約(以下、「本契約」といいます。)を締結することとします。
- この利用規約に定めのない事項については、当社の判断によるものとします。
 - 当社は、業務上必要なときは、契約者と特約を定めることがあります。この場合、契約者は利用規約とともに、特約を遵守するものとします。

第8条 (最低利用期間)

- 本契約の最低利用期間は3年とし、第12条(契約申込の承諾)第1項に定める利用開始日(当社において本サービスに係る環境設定が完了したのちに発行する利用承諾書において利用開始日として記載した日をいいます。)を起算日として、利用開始日を含む月の翌月から3年間とします。ただし、オプションサービスのデータ保管については、最低利用期間を1年間とします。
- 第1項に係らず別に最低利用期間を定めるものは、その別に定められた最低利用期間を適用します。
 - 契約者は、最低利用期間内に契約者の責により利用契約が終了した場合には、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する基本サービスおよびオプションサービスの月額費用に相当する額を一括で支払うものとします。
 - 本契約の最低利用期間を満了し、利用契約を継続する場合、先の利用契約は自動解約となり、新規に申し込みをしていただきます。その場合、先の利用契約の情報(バックアップデータを含む)が引き継がれるものとし、新たな利用ID等の通知は行われません。
 - オプションサービスのデータ保管を利用する場合、本契約の最低利用期間満了の時点で基本利用契約を休止し、データ保管サービスの申し込みをしていただきます。その場合、先の利用契約の情報(バックアップデータを含む)が引き継がれるものとし、新たな利用ID等の通知は行われません。

第9条 (システム管理者)

- 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ、システム管理者(以下、「システム管理者」といいます。)を選任し、当社に書面で届け出るものとします。システム管理者が交代した時は直ちに当社に書面で通知するものとします。通知なく、連絡がとれないことによって引き起こされる損害にたいして、当社は一切の責任を負いません。
- 契約者は、システム管理者からのみ契約者のNAS装置および本サービスに係る故障申告を当社に対し報告できるものとします。
 - 当社は、サービス中断を伴う定期メンテナンス及び不定期のメンテナンスを行う際、事前及び事後にシステム管理者に対し連絡するものとし、契約者に何らかの不都合がある場合には工事日程の変更を求めることができるものとします。

第10条 (権利の譲渡等の制限)

- 契約者は、第三者が本規約その他当社の定める制限事項を遵守することに同意する場合に限り、第三者に対して、本サービスを利用させることができます。
- 前項の場合、契約者は次の各号を遵守することとします。
 - 本サービスを利用した第三者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
 - 本サービスを利用した第三者の本サービス使用に係わる料金などについても、自ら当社に支払うこと。
 - 前2項の場合を除き、契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、本利用規約に定めるほか、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第11条 (契約申込の方法)

- 本サービスの利用契約の申込(以下「利用申込」といいます。)をしようとする方は、利用規約を承諾のうえ、サービスの内容について必要な事項を記載した当社が定める利用申込書を提出していただきます。なお、本サービスの申込は、法人または事業を行う個人からのみ受け付けます。
- 前項の利用申込においては、別に当社が定める本人確認資料等を提出いただくことがあります。
 - 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、本人に対し当社に個人情報を提供することについて、同意を得た上で記載するものとします。
 - 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾する

ものとしてします。

5. 当社は、本サービスの提供に必要なときは、契約者に別途、資料等の提示を求めることがあります。

第12条（契約申込の承諾）

当社が本契約について利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書等により通知します。本契約の成立日は、この文書等に記載された日とします。

2. 契約申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合は、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供、または、本サービスに係る機器等の保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込をした者が本サービス、または、当社の提供するその他のサービスの料金、または、手続きに関する費用等の支払を現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。
- (3) 本サービスの申込をした者ものが、第27条（提供停止）第1項各号のいずれかに現に該当し、または該当するおそれがあるとき、もしくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (5) 本サービスの申込をした者が指定した支払口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
- (6) 申込者が個人であり、事業を行っていないことが判明したとき。
- (7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

4. 当社が申込を承諾しない場合は、当社は申込者に対し書面、または、その他の方法でその旨を通知します。

第13条（オプションサービスの提供）

当社は契約者から請求があったときは、別紙1「NAS/バックアップサービス料金表」第2表オプション料金に定めるオプションサービスを提供します。

2. 契約者は必要な事項を記載した当社が定める申込書を提出していただきます。

第14条（契約事項の変更）

契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

2. 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3. 当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

4. 契約者の変更請求内容によっては、アクセス情報等の変更を伴う場合があります。

第15条（契約者の名称等の変更）

契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 当社に届け出た支払口座等または請求書送付先に関する事項
- (4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス
- (5) サービスに係るシステムの設置場所

2. 前項の届け出があったときは、当社にその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第16条（契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡した場合または法人が合併等により法人格の変更があった場合には、本契約のもととなるIP-Members利用契約と同じく承継等されたものとみなします。

第17条（契約者が行う本契約の解除）

契約者は、本契約を解除するときは、当社に対し、解除する旨を当社が別途定める方法により通知するものとします。

2. 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。

ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日まで10営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

3. 第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第18条（当社が行う本契約の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 第27条（提供停止）第1項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供するその他のサービスの提供が停止された場合において、契約者が当該停止の日から14日以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (2) 第27条（提供停止）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (3) 契約者が差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
 - (4) 契約者が民事再生手続、会社更生手続の開始、もしくは破産を申し立てられ、または申し立てたとき。
 - (5) 事業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、もしくはその決議をしたとき、または資本の減少、営業の廃止もしくは変更または合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (6) 3号のほか、契約者の財産状態が悪化し、料金の支払が滞ると予想される合理的理由のある場合。
 - (7) IP-Members利用契約が終了したとき。
 - (8) 第28条（サービス終了）に基づき、当社が、本サービス全体、または一部の提供を終了するとき。
2. 当社は、前項の規定により本契約または本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、その旨を通知します。
3. 第1項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第3章 契約者の義務

第19条（サービスアクセス情報（アカウントおよびパスワード等）の管理）

契約者は本サービスにて提供されるサービスアクセス情報を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2. 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
3. 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第20条（協力義務）

契約者は、当社より本サービスの提供を受けるにあたり、次の事項について全面的に協力をなすものとします。

- (1) サービスの仕様に従った利用を行うこと。
 - (2) その他、当社が本サービスの履行に関し協力を求める事項。
2. 契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。
3. 契約者は、当社からの求めに応じて、サービスの保守作業に必要な機器収容情報及び技術情報を提供するものとします。

第21条（電子メールによる応答義務）

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2. 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

第22条 (技術基準の維持)

契約者は別紙「NAS バックアップサービス仕様」に定める技術的要件を遵守するものとします。

第23条 (NAS 装置の管理)

契約者は、本サービスで利用する NAS 装置の正常な状態の維持につとめ、NAS 装置に異常が発生した場合は、速やかに原因を調査、改修もしくは交換等の対応を行うこととします。

2. 契約者は、NAS 装置のファームウェアやモジュールを当社指定の版で利用するものとします。

3. 当社は NAS 装置の異常動作に起因する損害について責任を負わないものとします。

第24条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風俗適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (22) 他人のIDを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (23) ひとつのIDを重複して同時にログインする行為。
- (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用す

る行為。

2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第27条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 提供中止および提供停止

第25条(非常事態の利用制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第26条(提供中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事、または故障等やむを得ないとき。
 - (2) 当社に設置する電気通信設備の障害やその他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3) 第25条(非常事態の利用制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき
 - (4) 当社が本サービスの一部または全部の提供を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急の場合その他やむを得ないときは、この限りではありません。なお、前項に基づく本サービスの提供中止により利用者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条(提供停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 本契約上の債務の履行を怠ったとき。
 - (2) 第3章その他で定める契約者の義務に違反したとき。
 - (3) 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (4) 違法に、または、明らかに公序良俗に反する態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
 - (5) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
 - (6) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
 - (7) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
 - (8) その他、当社が不適切と判断するとき
2. 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項の規定により、本サービスまたは当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止する日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当社または第三者の被害の拡大が予想される場合などのやむを得ない場合は、即時に停止を行い事後に通知することがあります。

第28条(サービス終了)

当社は、当社の都合により、本サービスの全体、または一部を終了することがあります。

2. 本サービスの全体、または一部を終了する場合には、3ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、サービスを終了することとします。

3. 前項の場合であっても、契約者の利用契約期間が終了するまで本サービスを提供することとし、契約期間の終了を以てサービス終了とします。
4. 本サービスの全体、または一部の終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第5章 料金等

第29条 (料金等)

当社が提供する本サービスに関する料金は、別表 1「NAS バックアップサービス料金表」に定める額とします。

第30条 (月額費用等の支払い義務)

- 契約者は、本契約にもとづいて当社が定める利用開始日から起算して、本サービスの解除等があった日の月末の日までの期間について別紙 1「NAS バックアップサービス料金表」第 1 表に定める額の合計を支払う義務を負います。
2. 契約者は、当社が提供する有料のオプションサービスの利用を開始した日から起算して、当該サービスの解除等があった日の月末の日までの期間について、別紙 1「NAS バックアップサービス料金表」第 2 表に定める額の合計を支払う義務を負います。
 3. 本サービスの料金の算出については、第 27 条(提供停止)の規定により、本サービスの提供が停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第31条 (契約事項の変更等に伴う費用の支払義務)

契約者が本サービスの契約事項を変更した場合は、契約者は、当該変更ごとに別紙 1「NAS バックアップサービス料金表」第 3 表に定める額の合計を支払う義務を負います。

第32条 (料金の調定)

契約者が最低利用期間を経過する日前に本契約もしくは本サービスを解除した場合は、契約者は当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に対応する本サービス契約に係る料金の全額を、当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

2. 契約者が最低利用期間を経過する日前に本サービス契約の品目を変更した場合は、契約者は当社に対し次の支払義務を負います。

- (1) 当該変更前の品目に係る本サービスの提供期間に対応する、当該変更前の品目に係る本サービスの利用料金
- (2) 当該変更日から最低利用期間末日までの期間に対応する当該変更前の品目に係る本サービスの額から、当該期間に対応する当該変更後の品目に係る本サービスの額を控除した後の額。
ただし、当該変更日が最低利用期間を満了していない場合でも、変更後の月額料金が変更前の月額料金を上回る場合には、この限りではありません。
- (3) 当該変更後の品目に係る本サービスの提供期間に対応する、当該変更後の品目に係る本サービスの利用料金

第33条 (料金の計算方法)

本サービス契約において、当社は契約者に対し、以下のとおり本サービス契約、有料のオプションサービスの額を請求します。

- (1) 利用開始月の料金は、利用開始が暦月の初日、または、暦月の初日以外の日であっても本サービスおよびオプションサービスの初期費用の合計額とし、本サービスおよびオプションサービスの月額費用は、利用開始月の翌月からの適用とします。
- (2) 契約の解除(当該解除が最低利用期間を経過する前に行われた場合を除きます。)の日は月末日とし、当該月の本サービスおよびオプションサービスの料金の額は、毎月暦月に従って計算した当該料金の額とします。
- (3) 暦月の初日以外の日に品目の変更があった場合(当該変更が最低利用期間を経過する前に行われた場合を除きます。)における当該月の本サービス契約及び有料のオプションサービスの料金の額は、当該変更が発生した月の末日までは当該変更前の本サービス料金を適用し、当該変更月の翌月 1 日より当該変更後

の本サービス料金を適用するものとします。

第34条（料金の支払方法）

契約者は、本サービスの料金等を申込時の契約者の申請により、当社が承諾した口座振替及び銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。なお、支払に関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項で指定する期日、方法によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

2. 当社は、料金の収納代行業務を当社が指定する第三者に委託する可能性があることを、予め承諾するものとします。

第35条（割増金）

契約者が料金等の支払を不当に免れた場合は、当該契約者は、その免れた額のほか、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

第36条（延滞利息）

契約者が料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合は、当該契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第37条（割増金等の支払方法）

第36条(延滞利息)及び第35条(割増金)の支払については、契約者は当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第38条（消費税、及び、地方消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び、同法に関する法令の規定により当該支払について消費税、及び、地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税、及び、地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第39条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第40条（集金代行の委託）

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします

第6章 データ等の取り扱い

第41条（データ内容の管理）

契約者が本サービス用サーバにバックアップされる電子データの内容については、契約者の責任で管理するものとし、当社は、当該電子データの内容の検閲、確認及び第三者への開示を行いません。但し、以下の各号のいずれかの場合はその限りではありません。

- (1) 契約者又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (2) 法令または司法機関、行政機関その他規制機関に基づく開示要請があった場合

第42条（バックアップデータの法令適用）

契約者は、本サービスの利用にあたり、法令により外部保存ができないデータ(文書)のデータバックアップを行わないものとします。

2. 当社は、バックアップデータの中に法令により作成や保存が定められているデータ(文書)を含む含まないを問わず、国内法のもと、適切な安全管理を行うものとします。

第43条（契約終了後のデータ等）

契約が終了した場合には、当社データセンタ内の機器にある利用者保有データは当社が提供するツールを使用し、解約後 1 ヶ月以内に契約者自身によりデータを削除するものとします。契約者によるデータ削除が行われず解約後 1 ヶ月が経過したデータは利用者に何ら通知等をすることなく当社にて自動で削除いたします。

2. 前項に基づく削除により、利用者が損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、解約時にデータの返却を求められます。この場合、当社が提供する NAS 装置を購入し、契約者もしくは、契約者の代理人が当社指定の場所にて、当該 NAS 装置にダウンロードを実施することとします。同時に保存されたデータ削除を実施、もしくは、1 ヶ月後に自動消去に同意するものとします。

第7章 医療機関が求める情報の開示及び協力

第44条（医療機関が求める情報の開示）

契約者である医療機関が求める情報の開示に関して、ガイドラインの定めに従い、次の情報について、提出可能な状態とします。

- (1) 本サービスに関わる稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視等、運用に関わる報告
 - (2) 本サービスに関わる定期的な情報セキュリティ監査、システム監査等、第三者監査の実施、結果及び是正措置報告
 - (3) 本サービスに関わる運用計画書、事業継続計画文書等
2. 前項の開示に必要な手続きとして、契約者と当社間で秘密保持契約を締結することとし、関連の法令を遵守した上、開示理由に合理性、妥当性がある場合に限るものとします。
 3. 当社は、定期もしくは随時、契約者に対し当該報告を行うものとします。
 4. 契約者が第 1 項の情報開示を求める場合には、第 2 項に定める秘密保持契約の他、「第 3 表-3 医療機関が求める情報の開示に伴う費用」に定めるオプションサービスを申込みものとします。

第45条（医療機関が求める協力）

医療情報について、何らかの事故が生じた場合、当社は、事態の発生を認識次第、速やかに契約者に対し通知するものとします。

2. 契約者が、契約者のユーザ（医療機関の場合、患者）、行政機関や社会への説明・公表をするために、当社は協力して情報収集を行うものとします。ただし、当社の責任範囲に限るものとします。
3. 前項の情報収集後の開示については、開示内容に関連する法令を遵守し、合理性、妥当性があるものに限るものとします。

第8章 損害賠償

第46条（保守業務の責任範囲）

本サービスに基づく当社の責任は、サービスが正常に動作するように当社データセンタ内の機器を保守管理することとします。

2. 天災、火災又はその他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により本サービスにおける利用者のデータ等が滅失、毀損、その他本来の利用目的以外に使用され、利用者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 前項に起因して、当社の責任でないと認められたものについては、第三者から当社になされた損害賠償請求等の補償についても、契約者の責任と負担により解決するものとし、当社は免責されるものとします。

第47条（責任の制限）

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2. 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償を

します。

3. 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。
4. 前項の場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。
5. 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されません。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、本条で既定する責任をすべての責任とします。
6. 天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第48条(免責)

第47条(責任の制限)の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第47条(責任の制限)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

第9章 雑則

第49条(第三者利用)

当社は、契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

2. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約第3章に定める契約者の義務を遵守させなければならない、当該第三者が本利用規約第3章に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
3. 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝賠償の責を負うものとします。
4. 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することがあります。

第50条(第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスのうち保守作業等の一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2. 前項の委託を行った場合、委託先においても、当社が責任をもって第51条(お客さま情報の保護)を遵守させるものとします。
3. 前項の委託先において、情報事故が発生した場合、当社が責任を負うものとします。

第51条(お客さま情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2. 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
3. 当社は、個人情報保護法等、法律上認められる場合、お客さま情報及び個人情報を契約者の監督のもと、個人情報を保護するものとします。
4. 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された内容の場合、または法律上開示が認められる場合(正当防衛、

緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします

5. 当社は、お客様情報の保護について、医療機関の監督のもと実施するものとします。

第52条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条（準拠法）

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

附則

この利用規約は2019年10月1日から実施します。

別紙1 NAS バックアップサービス料金表

第1表 NAS バックアップサービス基本サービス料金

項目	価格	備考
初期費用	別に算定する料金	
月額基本料	別に算定する料金	定時バックアップ 10GB 容量を含みます。

第2表 NAS バックアップサービスオプションサービス料金

項目	価格	備考
容量追加(10GB 毎)の月額料金	別に算定する料金	定時バックアップ容量
データ保管の月額料金※1	別に算定する料金	データ保管(1年単位)
解約時にデータの返却※2	別に算定する料金	

※1 データ保管は、定時バックアップ・サービスの利用契約を休止し、バックアップデータのみを預かるサービスです。IP-Members Standard タイプの契約の継続が条件となります。バックアップサービスコンソールはご利用可能です。契約容量の増減はできません。

※2 解約時のデータの返却は、当社が提供する NAS 装置を購入いただきます。契約者もしくは、契約者の代理人が当社指定の場所にて、当該 NAS 装置にダウンロードを実施していただきます。同時に保存されたデータ削除を実施する、もしくは、1ヶ月後に自動消去に同意をいただきます。

第3表 契約事項の変更等に伴う費用

変更工事は平日 9時から 17時の間で行います。平日の定義は祝日、年末年始(12月29日～1月4日)、9月4日を含む週の金曜日をのぞく月曜日～金曜日となります。年末年始は土日・祝日扱いとなります。

第3表-1 容量変更に伴う費用

サービス開通後に容量追加・削減による設定変更が発生した場合の工事費用は以下のとおりとなります。

区分	価格
契約容量変更工事費用	別に算定する料金

※ 基本サービス申込時に容量追加をお申込み頂いた場合には変更工事費用は発生いたしません。

第3表-2 NAS リプレースに伴う費用

NAS をリプレースする際に、バックアップサービスで認証している NAS 情報を変更します。

区分	価格
NAS 認証情報変更工事費用	別に算定する料金

第3表-3 医療機関が求める情報の開示に伴う費用

ご契約いただいた本サービスについての稼働監視、障害監視、パフォーマンス監視の結果の報告をご希望の場合の料金は以下のとおりとなります。

区分	初期費用	月額費用
月次報告	別に算定する料金	別に算定する料金
随時報告	別に算定する料金	-
その他の資料	別に算定する料金	-

※月次報告、随時報告、その他の資料の開示を行う場合には、契約者と当社の間で秘密保持契約を締結し、関連の法令を遵守した上、開示理由に合理性、妥当性がある場合に限るものとします。

※その他の資料には、本サービスに関わる定期的な情報セキュリティ監査、システム監査等、第三者監査の実施、結果及び是正措置報告、本サービスに関わる運用計画書、事業継続計画文書等の資料となります。

第4表 定期的な監視結果の連絡

ご契約いただいた本サービスについての監視結果のご連絡をご希望の場合の料金は以下のとおりとなります。

区分	初期費用	月額費用
監視レポート	別に算定する料金	別に算定する料金

※報告は、60分単位に行います。送付先は予めご指定いただいたメールアドレスとなります。

1. 保証内容

故障回復時間

2. 保証基準

NAS バックアップサービスを構成する当社設備において、契約者の責めによらない故障により本サービスを全く利用できない状態(利用不能状態)が発生した場合、当社が故障を知ってから1時間以内に故障を回復します。

稼働率は、毎月1日から月末までの間において99.86%以上であることとする。なお稼働率は以下方法にて算出を行う。

$$\text{稼働率} = (1 - \text{【当該月での累積故障回復時間(分)】} \div \text{【当該月の日数} \times 24(\text{時間}) \times 60(\text{分})\text{】}) \times 100(\%)$$

3. 基準違背時の減額措置

発生月におけるご利用のNASバックアップサービスの月額料金(基本)から、1回の利用不能時間につき、回復までの時間に応じて以下のとおり減額いたします。累積減額金額は月額費用の100%を上限とします。

時間	金額
1時間以上2時間未満	発生月におけるNASバックアップサービスの月額料金(基本)の90分の1
2時間以上12時間未満	発生月におけるNASバックアップサービスの月額料金(基本)の30分の1
12時間以上1日未満	発生月におけるNASバックアップサービスの月額料金(基本)の10分の1
1日以上3日未満	発生月におけるNASバックアップサービスの月額料金(基本)の5分の1
3日以上	発生月におけるNASバックアップサービスの月額料金(基本)の全額

通常、減額処理は当月分の請求時に実施されますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。

別紙3 準拠するガイドライン

- ・ 本サービスでは、次のガイドラインに準拠し、サービスを提供します。
 - － 医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン(第2版、経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/iryougvl2.pdf
 - － ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン(2008年1月30日、総務省)
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0730-18l.pdf>
 - － ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン(第1.1版、総務省)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000166469.pdf
 - － 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第4.1版、厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026088.html>